平成２４年（フ）第５５７８号
神奈川県川崎市高津区明津60―３
破産者　内藤惠美子
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１８号
茨城県神栖市太田1436番地52
破産者　有限会社一美商店
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１９号
茨城県神栖市太田1436―52
破産者　内野　喜雄
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４２号
東京都板橋区上板橋３丁目５番１―302号
破産者　有限会社アイコミュニケーションヴォイドクリエイティブ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４３号
東京都北区滝野川３丁目22―７
破産者　山本　康晴
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４５号
東京都江戸川区松江２丁目１番13号
破産者　株式会社ジャックアンドベティ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４６号
東京都葛飾区東四つ木１―11―４　ペリエ四つ木201号、住民票上の住所東京都江戸川区平井５丁目21―４―302
破産者　道簱　隆史
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８０１号
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目17―８―104
破産者　酒井　隆司
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４２４号
東京都世田谷区世田谷１丁目46―12―203
破産者　滝本　太郎
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４５１号
東京都八王子市越野22―12　ダイアパレス京王堀之内弐番館301
破産者　富澤美千子
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５１７号
千葉県市原市八幡1058―５―401
破産者　植草　貴之
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４６号
東京都三鷹市深大寺２丁目28―11
破産者　堀内　　修
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６２０号
東京都江東区北砂５丁目19―31―403
破産者　小松崎健太
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５３号
東京都港区港南４―６―２―2702、開始決定時の住所神奈川県川崎市中原区上小田中３―28―16―202
破産者　吉武　誠一
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６７６号
東京都江東区大島７丁目28―１―937
破産者　内山　深雪
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７２４号
東京都北区栄町７―12―103
破産者　池森　明美
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７５２号
東京都荒川区荒川７丁目25―１―401
破産者　大石　将人
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７５３号
東京都杉並区高円寺南１丁目34―９―203
第２高円寺ダイヤモンドマンション
破産者　高橋　陽介
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７８３号
神奈川県横浜市旭区さちが丘37　サンハイツ百合２―201
破産者　小川　忠明
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７８４号
神奈川県横浜市旭区さちが丘37　サンハイツ百合２―201
破産者　小川菜津美（旧姓窪野）
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部